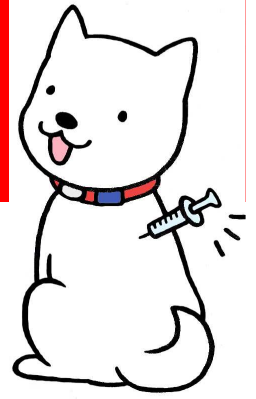


飼い犬の

飼い主の義務です！！ 登録と狂犬病予防注射



犬を飼ったら忘れずに...

- ①お住まいの市町村に登録
- ②年1回の狂犬病予防注射
- ③飼い犬に鑑札と注射済票を着けること

① お父さん、この犬にするわ！

ペットコーナー

② 生後91日以上全ての犬は、お住まいの市町村に登録して、必ず年1回の狂犬病予防注射を受けさせてくださいわね。

家の中で飼うから狂犬病なんて心配ないでしょ？

③ いえ、世界では狂犬病で毎年5万以上の人が死亡しています。日本の周辺の国を含む世界のほとんどの地域で発生していて、狂犬病にかかった犬がいつ日本に入ってきてもおかしくない状況です。

なんと！

④ 日本に入ってきても広まらないようにするために、全ての犬に予防注射が義務付けられているんです。

⑤ 人につつて発症したら100%助からないですからね。

こわい！だから義務なんだね。

⑥ 予防注射はどこで？

最寄りの動物病院でしてくれます。

4月頃ならお住まいの市町村で注射会場を設けて行われます。

⑦ 登録と注射をしたら首輪に鑑札と注射済票をつけてください。

もしも災害が起こって、避難所生活を送る時には、登録・予防注射をしていることが当然求められます。犬が飼い主と離れた時にも探しやすくなります。

デザインは地域で異なります

犬鑑札 304 号
第1種
和歌山県
鑑札 注射済票

⑧ さっそくしなきゃね！

ワシも一緒に行ってみよう。

⑨ 注射は犬だけです。

え？人間には注射しないの？

もう、お父さん。

⑩ * 市町村の注射会場では犬の登録も同時にできます

- 狂犬病は人につつて発症すると100%助からない、恐ろしい病気です。
- 狂犬病にかかった犬に咬まれるなどしてうつります。
- 人へうつるのを防ぐ最も効果的な方法が、飼っている犬を登録して、年1回必ず狂犬病予防注射をすることです。

問い合わせ先

登録・注射済票の交付、注射会場の日程・会場に関すること・・・お住まいの市町村役場
 その他狂犬病予防に関する相談・・・最寄りの保健所、動物愛護センターもしくは県庁食品・生活衛生課

私たちは君を忘れない

— 日本にも狂犬病がまん延していた時代がありました —



世界では今なお毎年55,000人もの命が狂犬病で失われています。

狂犬病で亡くなる人のほとんどは、犬に咬まれて感染しています。

狂犬病は予防できる感染症です。

犬の飼い主は、

- ① 市町村にあなたの犬を**登録**しましょう。
- ② **狂犬病予防注射**を毎年受けさせましょう。

- 狂犬病は、人を含むすべての哺乳類が感染します。
- 世界のほとんどの地域で発生している感染症で、特にアジアでは、ほとんどが犬に咬まれることによって人が狂犬病に感染しています。
- 狂犬病は予防できる感染症です。現在、国内における狂犬病の発生はありませんが、海外からの侵入に備え、日頃から予防しておくことが大切です。

(厚生労働省ホームページより)

問い合わせ先

食品・生活衛生課 (073-441-2624)

動物愛護センター (073-489-6500)

海南保健所(073-483-8825)

岩出保健所(0736-61-0022)

橋本保健所 (0736-42-5443)

湯浅保健所 (0737-64-1293)

御坊保健所(0738-24-3617)

田辺保健所(0739-26-7934)

新宮保健所 (0735-21-9631)

新宮保健所串本支所 (0735-72-0525)